平成27年12月11日

条例第55号

(目的)

- 第1条 この条例は、会津美里町(以下「町」という。)における行政手続における 特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以 下「番号法」という。)第9条第2項及び第19条第9号の規定による特定個人情報 の適正な運用の確保に関し、必要な事項を定める。 (定義)
- 第2条 この条例における用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。
  - (1) 執行機関 町長(公営企業管理者の権限を行う町長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
  - (2) 個人番号 番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
  - (3) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
  - (4) 個人番号利用事務実施者 番号法第2条第12項に規定する個人番号利用事 務実施者をいう。
  - (5) 情報提供ネットワークシステム 番号法第2条第14項に規定する情報提供 ネットワークシステムをいう。

(町の青務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関しその適正な取扱いを 確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関して国並びに福島県その他関係機関との連携を図りながら、自主的か つ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用に係る事務)

- 第4条 執行機関は、法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の第1欄に 掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務、別表2の第1欄に掲げる機関が行 う同表の第2欄に掲げる事務及び執行機関が行う番号法別表第2の第2欄に掲げ る事務とする。
- 2 別表第2の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するため に必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって、当該執行機関が 保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供 ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人 情報の提供を受けることができる場合は、この限りではない。
- 3 執行機関は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自ら保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることが

できる場合は、この限りではない。

- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものと見なす。 (特定個人情報の提供)
- 第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するめに必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。
- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則 その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提 供が義務付けられているときは、当該書面の提供があったものと見なす。 (委任)
- 第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。 (特定個人情報の利用及び提供に係る事前準備の特例)
- 2 前項の規定にかかわらず、特定個人情報の利用事務に係る特定個人情報の利用 及び提供に係る電子計算機器等との連携事務については、番号法附則第2条の規 定に基づき事前に行なうことができるものとする。

## 別表第1(第4条関係)

12.3	1/N) I (N)	
	機関	利用事務
1	町長	会津美里町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(平成17年会津美里
		町条例第117号)によるひとり親家庭医療費の助成に関する事務であって
		規則で定めるもの
2	町長	会津美里町乳幼児医療費助成に関する条例(平成17年会津美里町条例第
		114号)による乳幼児等に対する医療費の助成に関する事務であって規則
		で定めるもの
3 町長 会津美里町児童及		会津美里町児童及び生徒医療費助成に関する条例(平成20年会津美里町
		条例第1号)による児童及び生徒に対する医療費の助成に関する事務であ
		って規則で定めるもの
4	町長	会津美里町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例(平成17年会津
		美里町条例第122号)による重度心身障がい者に対する医療費の助成に関
		する事務であって規則で定めるもの
5	町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17
		年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)による会津美里町

		重度障がい者福祉タクシー運賃助成事業実施要綱(平成18年会津美里町
		  告示第65号)に定めるタクシー運賃助成に関する事務であって規則で定
		めるもの
6 町長		障害者総合支援法による会津美里町人工透析患者通院交通費補助事業実
		施要綱(平成25年会津美里町告示第127号)に定める交通費補助に関する
		事務であって規則で定めるもの
7	町長	障害者総合支援法による会津美里町在宅重度障がい者対策事業実施要綱
		(平成25年会津美里町告示第128号)に定める治療材料等の給付に関する
		事務であって規則で定めるもの
8	町長	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険の給付、地域支援事業の実
		施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
9	町長	介護保険法による会津美里町社会福祉法人等による利用者負担軽減に対
		する助成要綱(平成17年会津美里町告示第76号)第4条の介護保険サービ
		スの利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
10	町長	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又
		は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
11	町長	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する
		事務であって規則で定めるもの
12	町長	会津美里町営住宅管理条例(平成17年会津美里町条例第159号)による町
		営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
13	教育委	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による
j	員会	会津美里町特別支援教育就学奨励費交付要綱(平成24年教育委員会告示
		第9号)に定める特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する
		事務であって規則で定めるもの
14	教育委	学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の援助に関する事務で会津美里
j	員会	町就学援助費交付要綱(平成18年教育委員会告示第8号。以下「就学援助
		費交付要綱」という。)に定める就学援助費の交付に関する事務であっ
		て規則で定めるもの
15	教育委	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教
j	員会	育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事
		務のうち会津美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用
		者負担額等に関する規則(平成27年教育委員会規則第11号。以下「特定
		教育・保育施設及び特定地域型保育事業規則」という。)第7条で定める
		保育料の減免に関する事務であって規則で定めるもの

## 別表第2(第4条関係)

	機関	利用事務	特定個人情報
1	町長	会津美里町ひとり親家庭医療費の	住民票関係情報、地方税関係情報、
		助成に関する条例によるひとり親	生活保護実施関係情報、児童扶養手

		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	当関係情報、国保資格関係情報、国 保給付関係情報、後期高齢者資格関 係情報及び中国残留邦人等支援給付 実施関係情報であって規則で定める もの
2	町長	する条例による乳幼児等に対する 医療費の助成に関する事務であっ	住民票関係情報、地方税関係情報、 国保資格関係情報、国保給付関係情 報及び生活保護実施関係情報であっ て規則で定めるもの
3		徒に対する医療費の助成に関する	住民票関係情報、国保資格関係情報、国保給付関係情報及び生活保護 実施関係情報であって規則で定める もの
4	町長	費の給付に関する条例による重度 心身障がい者に対する医療費の助 成に関する事務であって規則で定 めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、 障がい者関係情報、国保資格関係情報、国保給付関係情報、後期高齢者 資格関係情報、後期高齢者関係給付 情報、介護保険給付関係情報、生活 保護実施関係情報及び中国残留邦人 等支援給付実施関係情報であって規 則で定めるもの
5			住民票関係情報及び障がい者関係情
6		町人工透析患者通院交通費補助事 業実施要綱に定める交通費補助に 関する事務であって規則で定める	住民票関係情報、地方税関係情報、 障がい者関係情報、生活保護実施関 係情報及び中国残留邦人等支援給付 等関係情報であって規則で定めるも の
7			報、生活保護実施関係情報及び中国 残留邦人等支援給付等関係情報であ
8	町長	地方税法(昭和25年法律第226号) その他の地方税に関する法律及び	国保給付関係情報、国保税賦課徴収 関係情報、後期高齢者給付関係情

1		
	これらの法律に基づく条例の規定	報、後期高齢者賦課徴収関係情報、
	による地方税の賦課徴収又は地方	介護保険料賦課徴収関係情報及び療
	税に関する調査(犯則事件の調査	育手帳情報であって規則で定めるも
	を含む。)に関する事務であって	O)
	規則で定めるもの	
9 町長	国民健康保険法(昭和33年法律第	住民票関係情報、地方税関係情報、
	192号)の規定による保険の給付及	障がい者関係情報及び生活保護実施
	び会津美里町国民健康保険税条例	関係情報であって規則で定めるもの
	(平成17年会津美里町条例第63号)	
	の規定による国民健康保険税の賦	
	課徴収に関する事務であって規則	
	で定めるもの	
10 町長	介護保険法による保険の給付、地	住民票関係情報、地方税関係情報及
.,,,		び生活保護実施関係情報であって規
	課徴収に関する事務であって規則	
	で定めるもの	
11 町長	1,2 1 0 0	地方税関係情報、生活保護実施関係
		情報、障がい者関係情報及び介護保
		険料賦課徴収関係情報であって規則
	関する事務であって規則で定める	
	もの	
12 町長		住民票関係情報、地方税関係情報及
		び生活保護実施関係情報であって規
	に対する助成要綱第4条の介護保	
	険サービスの利用者負担の軽減に	
	関する事務であって規則で定める	
	もの	
13 町長		 生活保護実施関係情報及び身障手帳
		関係情報であって規則で定めるもの
	規則で定めるもの	DOLLIN IN CONTROL CYCAN O O AN
14 町長	健康増進法による健康増進事業の	住民 医圆径情報 地方 税 関係情報
11 71		国保資格関係情報、国保給付関係情
		四
		報、後期同断有負俗関係情報、後期 高齢者関係給付情報及び生活保護実
		同  耐  関係情報であって規則で定めるも
15 15		の 一 
15 町長	会津美里町営住宅管理条例による	
	門呂仕毛の官埋に関する事務であ	報、生活保護実施関係情報及び中国

		って規則で定めるもの	残留邦人等支援給付等関係情報であ
			って規則で定めるもの
16	町長	障害者総合支援法第77条に定める	住民票関係情報、地方税関係情報、
		地域生活支援事業で会津美里町地	障がい者関係情報及び生活保護実施
		域生活支援事業実施規則(平成18	関係情報であって規則で定めるもの
		年会津美里町規則第29号)に定め	
		る地域生活支援事業の実施に関す	
		る事務であって規則で定めるもの	

## 別表第3(第5条関係)

	機関	利用事務	情報提供	
	IVXIV.		機関	
1	教育委員			
		第56号)による医療に要する費		方税関係情報であって規則で
		用についての援助に関する事		定めるもの
		務であって規則で定めるもの		VC 60 0 0 0
2			 町長	
		関する法律による会津美里町	F) X	情報及び生活保護実施関係情
		特別支援教育就学奨励費交付		報であって規則で定めるもの
		要綱に定める特別支援学校へ		対 てめってが知ってためる むり
		の就学のため必要な経費の支金に関する。		
		弁に関する事務であって規則		
_	## <del>**</del> ** * * * * * * * * * * * * * * * *	で定めるもの	m F	
3			町長	住民票関係情報、生活保護実
		する事務で就学援助費交付要		施関係情報、地方税関係情
		綱に定める就学援助費の交付		報、国民年金法(昭和34年法
		に関する事務であって規則で		律第141号)第89条及び第90条
		定めるもの		に規定する国民年金保険料の
				減免に関する情報、国保税賦
				課徴収関係情報及び児童扶養
				手当関係情報であって規則で
				定めるもの
4	教育委員	子ども・子育て支援法による	町長	住民票関係情報、地方税関係
	会	子どものための教育・保育給		情報及び生活保護実施関係情
		付の支給又は地域子ども・子		報であって規則で定めるもの
		育て支援事業の実施に関する		
		事務のうち特定教育・保育施		
		設及び特定地域型保育事業規		
		則第7条で定める保育料の減免		
<u> </u>		MANALAK C VE AN O NV H 4.1 ANDON		

に関する事務であって規則で	
定めるもの	